

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和6年3月)	資料シ
資料格納日：令和6年3月19日 動画公開期間：令和6年3月19日～令和6年9月30日	

幼児教育・保育行政に関する組織変更及び 主な事務等の整理について

<担当>

企画調整グループ	TEL：457-2827
制度運営グループ	TEL：457-2827

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○
		企業主導型保育事業	○
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○
		ベビーシッター	○
顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）		○
		ベビーシッター	○
通知の状況	有り	通知日	令和6年2月22日（木）
	※一部追記	通知方法	メール その他
	無し		
提出書類 の有無	全施設提出	提出期限	
	該当する施設のみ提出	提出方法	
	提出無し		

認定こども園・保育所
幼稚園
地域型保育事業
認可外保育施設
病児保育事業

浜こ幼号外
令和6年2月22日

代表者様

浜松市こども家庭部幼児教育・保育課長 井川 宜彦

幼児教育・保育行政に関する組織変更及び主な事務等の整理について

日ごろ、幼児教育・保育行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年4月1日に本市の幼児教育・保育行政に関する組織変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、組織変更に伴いまして、各施設において影響があると想定される事務等を整理しましたので、御確認と必要な御対応をお願いいたします。

記

1 幼児教育・保育行政に関する組織変更等の概要

(1) 実施日等

令和6年4月1日 組織の変更

令和6年8月頃 職場所在地の移転

(2) 組織変更等の具体的な内容

組織変更等の具体的な内容は、別紙1「幼児教育・保育行政に関する組織及び職場所在地について」のとおりです。各グループの事務分担等は、改めて御連絡いたします。

2 幼児教育・保育行政に関する組織変更等に伴う主な事務等

主な事務について、別紙2「幼児教育・保育行政に関する組織変更等に伴う主な事務等」のとおり整理をいたしましたので、御確認ください。

問い合わせについては、別紙に記載の担当グループに御連絡ください。

浜松市こども家庭部幼児教育・保育課

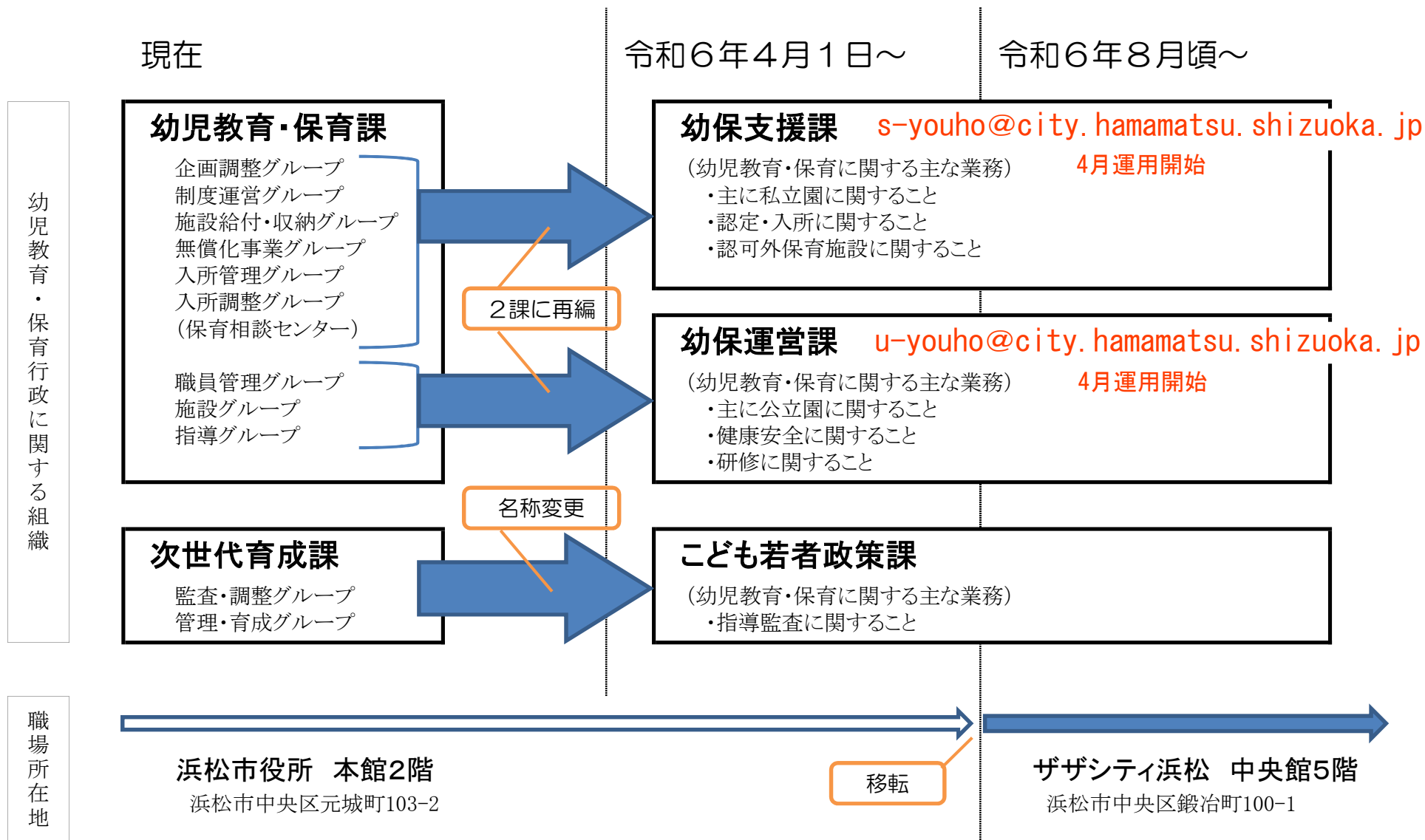
〔取りまとめ〕企画調整グループ・制度運営グループ

TEL：457-2827 E-mail:youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

※問い合わせの内容によっては、他の担当者を御案内いたします

別紙1

幼児教育・保育行政に関する組織及び職場所在地について



※[参考]保育所の指導監査を実施している健康福祉部福祉総務課指導監査担当については、課名や職場所在地の変更はありません

別紙2 幼児教育・保育行政に関する組織変更等に伴う主な事務等

1 認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業関係で影響が考えられるもの

(1) 園則・運営規程に記載の課名の修正

(関係法令：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、児童福祉法、子ども・子育て支援法)

区分	内容
①対象となる施設類型	認定こども園・保育所・地域型保育事業・新制度幼稚園
②施設において対応が必要な内容	<u>園則・運営規程において、「幼児教育・保育課」の名称が記載されている場合は、課名の修正をお願いいたします</u>
③浜松市への届出関係	変更の内容が課名の修正のみであれば、変更届の提出は不要です ※希望により届け出することは可能です
④担当グループ	施設給付・収納グループ TEL：457-2826 制度運営グループ TEL：457-2827

(2) 重要事項説明書に記載の課名の修正

(関係法令：子ども・子育て支援法)

区分	内容
①対象となる施設類型	認定こども園・保育所・地域型保育事業・新制度幼稚園
②施設において対応が必要な内容	<u>重要事項説明書において、「幼児教育・保育課」の名称が記載されている場合は、課名の修正をお願いいたします</u>
③浜松市への届出関係	重要事項説明書の変更は届出対象外です
④備考	変更の内容が課名の修正のみであれば、保護者への説明・同意までは求めないものとします
⑤担当グループ	施設給付・収納グループ TEL：457-2826

(3) 各種マニュアルや緊急連絡先等に記載の課名の修正

区分	内容
①対象となる施設類型	認定こども園・保育所・地域型保育事業・新制度幼稚園・従来型幼稚園
②施設において対応が必要な内容	<u>各種マニュアルや緊急連絡先等に「幼児教育・保育課」や「次世代育成課」の名称が記載されている場合は、課名の修正をお願いいたします</u>
③担当グループ	業務の関連性の高いグループにお問い合わせください

2 認可外保育施設関係で影響が考えられるもの

(1) 掲示物・書面交付物に記載の課名の修正

(関係法令：児童福祉法)

区分	内容
①対象となる施設類型	認可外保育施設（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設）
②施設において対応が必要な内容	<u>掲示物や書面交付物において、「幼児教育・保育課」の名称が記載されている場合は、課名の修正をお願いいたします</u>
③備考	市公式ホームページにて提供している掲示物や書面交付物の参考様式については、令和6年3月下旬頃にデータの修正を行うことを予定しています
④担当グループ	制度運営グループ TEL：457-2827

(2) 各種マニュアルや緊急連絡先等に記載の課名の修正

区分	内容
①対象となる施設類型	認可外保育施設（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設）
②施設において対応が必要な内容	<u>各種マニュアルや緊急連絡先等に「幼児教育・保育課」や「次世代育成課」の名称が記載されている場合は、課名の修正をお願いいたします</u>
③担当グループ	業務の関連性の高いグループにお問い合わせください